

平成 26 年度第 2 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 26 年 8 月 28 日(木) 午後 1 時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター 1 階 第 1 会議室

3. 出席者

(委員) 工藤委員(会長)、川名委員、高木委員、西村委員、井村委員、山上委員、高波委員、等々力委員、森下委員、阿部委員、上辻委員、島貫委員、近藤委員

(事務局) 新宅健康福祉部長、長谷川健康福祉部次長、大塚介護保険課長、大塚猫実地域包括支援センター所長、佐久間高齢者支援課長、河野高齢者支援課主幹、関根介護保険課課長補佐、町山健康増進課課長補佐、池田保険料係長、峯村事業係長、東給付係長、八田主査、山田主任主事、奥山主任主事、戸邊主任主事

4. 進 行

1. 委嘱状交付

2. 市長あいさつ

3. 会長、副会長選出

4. 会長あいさつ

5. 議 題

(1) 介護保険制度改正の概要について

(2) 作成委員会(部会)での検討内容について

(3) 高齢者保健福祉計画策定に向けての進捗状況について

(4) 介護予防ケアマネジメント業務委託追加事業所の承認について

(5) その他

5. 会議経過

議題(1)について

委 員: 富士見地区に新しくできるサービス付き高齢者住宅の定員は何名か。

事務局: 40 名弱と聞いております。

委 員: 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護 3 以上に限定する改正について、例外となるのは障害や認知症がある場合ということでしょうか。

事務局: そのとおりです。

委 員: 施設入所時の食費と居住費の補足給付が受けられなくなる、預貯金が夫婦で 2,000 万円超という金額は、法律で決まっているのか。この金額は市で独自に決めることができるのか。

事務局: 補足給付の要件に預貯金等の額を追加するということは先般成立した法律で決まりましたが、具体的な金額は省令に委ねているので、これから決まります。2,000 万円という金額は、国の

資料に目安として出ていたものです。要件となる金額は省令で定めることとなりますので、全国一律になり、市で独自に定めることはできません。

委員：預貯金額が補足給付の要件に追加されるが、市は個人の預貯金額をどのように調査するのか？また、サービス付き高齢者住宅の越境入居者を住所地特例の対象とする改正があるが、今までこのような施策は行っていなかったのか。

事務局：市が個人の預貯金額を強制的に調べることはできないので、本人からの申告に基づいて資産状況の認定をさせていただくこととなります。また、サービス付き高齢者住宅は、現在市内になく実例はございませんが、他市の特別養護老人ホーム等へ転出した方は50人程度おり、このような場合の保険給付は本市が行っております。

委員：自己負担割合が2割以上となる一定以上所得のある方、また、補足給付が受けられなくなる預貯金が夫婦で2,000万円超ある方というのはそれぞれどれくらいいると見込んでいるか。

事務局：前者につきましては、3割5分ほどとなっております。後者につきましては個人の預貯金がいくらあるかというのは全く把握しておりませんので、申告に基づき把握することになります。なお、虚偽の申告があればペナルティを課せる制度となっており、制度に基づき対応していきたいと考えております。

委員：今回の改正で市町村の裁量が増えるということだが、元々措置制度として市町村が行っていたものを国として統括的にやるというのが介護保険の始まりだったと思うが、また市町村の裁量を増やそうという流れは、どういった理由で出てきたのか。

事務局：市町村の裁量を増やすという流れは、全国の市町村間で、高齢化率、介護人材の不足の程度、NPOやボランティア等の組織率、等の状況が大きく異なっていることから、各市町村で、それぞれの地域の実情にあった事業を行っていくという趣旨であると捉えております。

委員：本市においてもこれから高齢者が増えていく中で、安価で入居できるような施設の整備は考えているか。

事務局：本市における最近の施設の整備状況としましては、平成23・24年度に、定員29名の小規模特養を3箇所整備しました。さらに平成27年4月には、定員84名の特別養護老人ホームが開設予定です。こういった施設は、所得に応じて食費・居住費の負担軽減が図られることもあり、比較的安価で入居できるため市としても力を入れてきたところです。大規模な特別養護老人ホームは3,000㎡程度の土地が必要となるので難しい面もありますが、今後も積極的に整備をしていきたいと考えております。

議題(2)について

委員：介護保険運営協議会委員としての任期はあと2年あるが、介護保険事業計画については今年度中で策定が終わる。計画策定後、来年度以降はどうなるのか。

事務局：計画については今年度中で策定が終わりますが、その後は策定した計画を実行に移すこととなります。来年度以降は、当協議会にて、介護保険給付等の経過を示しながら、委員の皆様

様からご意見をいただき、計画実行の進行管理を行うこととなります。

委員：医療と介護の連携、地域包括ケアシステムの構築等において、現状の組織では対応できないことも出てくると思うが、庁内の組織はどうするのか。

事務局：再来年の新庁舎完成時には、現在点在している高齢者福祉関係部署が同一フロアに集約されますので、組織につきましてはその状況も踏まえて検討していくこととなります。

委員：生活支援サービスコーディネーターについて、いつ頃具体的な案が提示されるのか？

事務局：今後は、要支援者の通所介護・訪問介護も市の地域支援事業に移ってきます。その際、その要支援者が比較的軽度で、プロが行う予防給付でなくてもいい場合は、ケアマネが包括支援センターや社会福祉協議会に配置されたコーディネーターに依頼してサービスを手配する、そういう位置づけになると思います。コーディネーターは資格がなくても一定の研修を受ければなれるという方向性が示されており、その点も見ながら位置づけをしていきたいと考えております。

委員：介護と医療の連携について、介護と医療、どちらを主体として考えているか？

事務局：まだ議論の最中ですので、委員の皆様にも方向性を議論いただければと考えております。

委員：地域ケア評価会議とは、どのようなものか？

事務局：平成 22 年から実施しており、多職種連携で地域にどういう問題があるのかを議論しています。年6回実施しており、アドバイザーは地域医療等を専門とする医師の方をお願いしています。そこで出た意見も参考にしつつ、介護保険事業計画を策定していきたいと考えております。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 池田・奥山
電話 047-351-1111 内線 1177・1178